

保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正案

○新様式の被保険者証に係る取扱い

旧	新
<p>(被保険者証の返還)</p> <p>第四条 保険医療機関は、当該患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、被保険者証に所定の事項を記入して、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。 ただし、当該患者が死亡した場合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第四十九条、第五十六条又は第五十九条ノ三の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</p>	<p>(被保険者証の返還)</p> <p>第四条 保険医療機関は、当該患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第四十九条、第五十六条又は第五十九条ノ三の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</p>

○八代市のカードに係る例外規定の見直し

旧	新
<p>附則</p> <p>(被保険者証に関する特例)</p> <p>4 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）附則 第三条第一項の規定により交付された被保険者証の返還については、第四条中「記入」とあるのは「記録」とする。</p> <p>5</p>	<p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>4</p>

○従来の様式の被保険者証及び八代市のカードに係る経過措置 (改正省令の附則に規定)

- この省令による改正前の様式による健康保険被保険者証及び健康保険法施行規則附則第3条第1項の規定により交付された健康保険被保険者証の返還の際の所定事項の記入及び記録については、なお従前の例による。